

島根県報

平成20年 3 月31日 (月) 号外 第 62 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

規則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第44号)

- 1 規則の概要
 - (1) 平成20年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課	改正の概要	
総務部	人事課	「新行政システム推進室」を廃止し、「行政改革推進室」を設置	
地域振興部	市町村課	「権限移譲推進室」の廃止	
	交通対策課	「航空対策室」の廃止	
農林水産部	農林水産総務課	「政策推進室」の廃止	
商工労働部	産業振興課	「情報産業振興室」の設置	
	中小企業課	経営支援課を「中小企業課」に改称	
	雇用政策課	労働政策課を「雇用政策課」に改称	

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
健康福祉部	東部福祉事務所	廃止
	西部福祉事務所	縮小及び移転

- (2) その他所要の改正
- 2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

|--|

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表総務部の部管財課の項中「庁舎管理グループ」の次に「、施設管理グループ」を加え、同表地域振興部の部市町村課の項中「交付税グループ」の次に「、権限移譲推進スタッフ」を加え、同部交通対策課の項中「地域交通スタッフ」の次に「、航空対策スタッフ」を加え、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の項中「、医療制度改革スタッフ」を削り、同部地域福祉課の項中「生活保護グループ」の次に「、生活保護支援スタッフ」を加え、「、隠岐スタッフ」を削り、同部医療対策課の項中「西部医療・がん対策スタッフ」の次に「、島根あさひ社会復帰促進センター診療所開設準備スタッフ」を加え、同部健康推進課の項中「生活習慣病対策スタッフ」を「食育推進スタッフ」に改め、同部高齢者福祉課の項中「少子高齢社会スタッフ、援護恩給スタッフ、療養病床再編スタッフ」を「高齢社会・援護恩給グループ、介護計画策定スタッフ」に改め、同表農林水産部の部農林水産総務課の項中「団体検査スタッフ」の次に「、政策推進スタッフ」を加え、同部農地整備課の項中「機構担当スタッフ」を「特定中山間事業担当スタッフ」に改め、同部森林整備課の項中「治山・林道グループ」を「治山グループ、林道グループ、林道推進・治山対策スタッフ」に改め、同表商工労働部の部産業振興課の項中「、産業競争力強化グループ」を削り、同部企業立地課の項中「立地推進グループ」を「企画推進グループ、立地支援グループ」に改め、同部経営支援課の項及び労働政策課の項を次のように改める。

中小企業課	金融グループ、団体商業グループ、経営基盤強化スタッフ
雇用政策課	労働福祉グループ、雇用対策グループ、産業人材育成グループ、雇用対策推
	進スタッフ

第12条第1項の表土木部の部道路建設課の項中「第五大橋・国道建設スタッフ」を「第五大橋・国道建設グループ」に 改め、同表出納局の部審査課の項中「、資金管理スタッフ」を削り、同条第2項の表中

を

販路拡大グループ、ブランド化グループ、マーケティング推進グループ、地域産品育成スタッフ

販路拡大第一グループ、販路拡大第二グループ、販路 拡大第三グループ

に改め、同条第5項の表人事課の項中「新行政システム推進

室」を「行政改革推進室」に改め、同表地域政策課の項中「定住・中山間グループ、まちづくり支援グループ」を「まちづくり支援グループ、定住・中山間グループ」に改め、同表市町村課の項、交通対策課の項及び農林水産総務課の項を削り、同表しまねブランド推進課の項の次に次のように加える。

産業振興課 情報産業振興室

第14条第1項の表総務部の部人事課の項第19号を次のように改める。

(19) 行政改革の推進に関すること(行政改革推進室)。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項第20号から第22号までの規定中「新行政システム推進室」を「行政改革推進室」に改め、同部消防防災課の項第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同項第10号中「総合防災システム」を「総合防災情報システム」に改め、同表地域振興部の部市町村課の項第5号及び第6号中「(権限移譲推進室)」を削り、同部交通対策課の項第7号中「(航空対策室)」を削り、同部土地資源対策課の項第7号中「第10号」を「第9号」に改め、同表環境生活部の部環境生活総務課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の項中第7号を削り、同部医療対策課の項に次の1号を加える。

(8) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所の開設準備に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部健康推進課の項第11号中「老人保健」を「老人保健制度」に改め、同項第13号を次のように改める。

- (13) 高齢者の医療の確保に関すること(他課の所掌に属するものを除く。第16号において同じ。)。
- 第14条第1項の表健康福祉部の部健康推進課の項に次の2号を加える。
 - (16) 食育に関すること。

(17) 育成医療及び肝炎医療費助成に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項第4号を次のように改める。

(4) 介護保険事業支援計画の策定に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同部 障害者福祉課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自殺総合対策の総合調整に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部農林水産総務課の項第4号及び第5号中「(政策推進室)」を削り、同部農畜産振興課の項第6号を次のように改める。

(6) 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

第14条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項第6号中「緑資源機構営事業」を「特定中山間保全整備事業」に改め、同部林業課の項中第27号を第28号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

② 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(森林・林業に関すること(森林整備課の所掌に属するものを除く。)に限る。)。

第14条第1項の表農林水産部の部森林整備課の項第11号中「県民再生の森事業に限る」を「林業課の所掌に属するものを除く」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(森林・林業に関することのうち木材生産促進に係るものに限る。)。

第14条第1項の表農林水産部の部森林整備課の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同部水産課の項第17号を次のように改める。

(17) 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(水産業に関することに限る。)(水産しまね振興室)。

第14条第1項の表商工労働部の部産業振興課の項を次のように改める。

産業振興課

- (1) 製造業の振興に関すること。
- (2) ソフト系情報産業の振興に関すること(情報産業振興室)。
- (3) 新産業の創出に関すること。
- (4) 中小企業の経営革新等の支援に関すること(他課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)。
- (5) 産業技術の振興及び産学官の連携に関すること。
- (6) 起業及び創業に関すること。
- (7) 産業財産権の普及啓発に関すること。
- (8) 産業技術センターに関すること。
- (9) 財団法人しまね産業振興財団の業務運営の指導に関すること。
- (11) 産業高度化支援センターに関すること。
- (11) 電気工事業等に関すること。
- (12) 鉱業等に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部企業立地課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)の規定に基づく立地計画の認定及び助成金の交付に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部経営支援課の項中「経営支援課」を「中小企業課」に改め、同項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 中小企業の経営基盤強化に係る診断助言に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部労働政策課の項中「労働政策課」を「雇用政策課」に改め、同項第9号を次のように 改める。

(9) 就業促進に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部労働政策課の項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 産業人材の育成及び確保に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部労働政策課の項第15号を同項第14号とし、同表土木部の部都市計画課の項中第15号を 第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること。

第14条第1項の表土木部の部建築住宅課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) にほんばし島根館に関すること。

第14条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねプランド推進課の項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削る。

第21条第2項の表県土整備局の部土木工務部の項中「災害工務スタッフ」を「災害工務第一グループ、災害工務第二グループ」に改め、同条第4項の表隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所の項中「隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所」を「隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所」に改め、同条第8項の表県民局の部中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同表農林局の部林業部の項第21号を次のように改める。

② 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(森林・林業に関することに限る。)。

第21条第8項の表県土整備局の部維持管理部の項に次の1号を加える。

② 県有財産の土木工事のうち、専門的な知識を必要とするものに関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部島前事業部の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 島前地区における災害対策等の連絡調整の補助に関すること。

第22条第6項の表商工労政事務所の項第11号中「労働政策」を「雇用政策」に改める。

第26条第2項の表企画情報部の項中「企画調整スタッフ」を「企画振興スタッフ」に改める。

第32条第2項中「総務グループ」を「総務担当」に改める。

第35条を次のように改める。

(福祉事務所)

第35条 島根県行政機関等設置条例第4条第1項の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
西部福祉事務所	邑智郡川本町	邑智郡川本町、邑智郡美郷町

- 2 西部福祉事務所に、生活支援スタッフを置く。
- 3 福祉事務所の業務は、次のとおりとする。
- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- (3) 要保護児童の福祉に関すること。
- (4) 助産及び母子保護の実施に関すること。

第40条第2項の表を次のように改める。

児童相談所	グループ、スタッフ又は室
中央児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、総務企画・女性連携スタッフ、隠岐相談室
出雲児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、総務・女性相談スタッフ
浜田児童相談所	
益田児童相談所	

第41条第2項中「及び自立支援グループ」を「、自立支援グループ、児童支援第一グループ及び児童支援第二グループ」に改める。

第46条第10項の表総務企画部の部中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同表林業部の部第21号を次のように改める。

② 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(森林・林業に関することに限る。)。

第46条第10項の表事務所の部林業部の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 農林水産振興がんばる地域応援総合事業に関すること(森林・林業に関することに限る。)。

第51条第2項中「及び育種企画担当スタッフ」を削り、同条第3項の表育種改良部の項中「、育種企画担当スタッフ」を削る。

第55条第1項中「、放流」を削り、「漁業用無線の通信及び指導」を「漁業無線」に改め、同条第4項を削り、同条第5項の表総合調整部の項第5号を次のように改める。

(5) 漁業無線に関すること。

第55条第5項の表栽培漁業部の項第1号中「、放流」を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第57条第2項に次のただし書を加える。

ただし、名古屋地域スタッフは、名古屋市に置く。

第57条第3項中「総務観光スタッフ」を「総務観光立地スタッフ」に改め、「、企業誘致スタッフ」を削る。

第61条第2項の表中

総務グループ、企画調整スタッフ、新機能材料開発プロジェクトチーム、新エネルギー
応用製品開発プロジェクトチーム、プラズマ利用技術開発プロジェクトチーム、バー
チャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム、健康食品産業創出プロジェクトチーム

を

	総務グループ、企画調整スタッフ、戦略機動スタッフ
プロジェクト推進部	熱制御システム開発プロジェクトチーム、新エネルギー応用製品開発プロジェクトチー
	ム、情報通信技術技術開発プロジェクトチーム、機能性食品産業化プロジェクトチー
	ム、プラズマ熱処理技術開発プロジェクトチーム

に改める。

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部維持管理部の項中「維持グループ」を「維持第一グループ、維持第二グループ」に改め、同表雲南県土整備事務所の部農林工務部の項中「農村整備グループ」の次に「、ほ場整備グループ」を加え、同表出雲県土整備事務所の部業務部の項中「災害用地スタッフ」の次に「、高速道路用地スタッフ」を加え、同部農林工務部の項中「農道整備グループ、水利・防災グループ」を「農道・防災グループ」に改め、同表浜田県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理第二グループ」の次に「、御部・大長見ダム管理グループ」を加え、同表益田県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理グループ」を「管理第一グループ、管理第二グループ」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

事 業 所	グ ル ー プ
松江県土整備事務所広瀬土木事業所	業務グループ、管理グループ、維持グループ、道路建設グループ、河
	港砂防グループ
雲南県土整備事務所仁多土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、工務グループ
県央県土整備事務所大田事業所	業務グループ、管理グループ、維持・ダムグループ、農村整備グルー
	プ、農道・防災グループ、道路建設グループ、河港砂防グループ
益田県土整備事務所津和野土木事業所	業務グループ、管理グループ、維持グループ、道路建設グループ、河
	川砂防グループ

第64条第6項の表業務部の項第15号及び第16号中「こと(」の次に「出雲県土整備事務所及び」を加え、同表維持管理部の項に次の1号を加える。

(22) 県有財産の土木工事のうち、専門的な知識を必要とするものに関すること。

第64条第6項の表事業所の項に次の1号を加える。

② 県有財産の土木工事のうち、専門的な知識を必要とするものに関すること。

第66条第1項中「中国横断自動車道尾道松江線及び山陰自動車道(以下「高規格幹線道路」という。)の建設事業の促進並びに」を削り、「並びに当該事業」を「及びこれ」に改め、同条第3項の表高速道用地部の項を削り、同表工務部の項中「高速道路グループ、」を削り、「第五大橋第三グループ」の次に「、第五大橋第四グループ」を加え、同条第4項第2号及び第3号中「高規格幹線道路建設事業及び」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同項第4号中「高規格幹線道路建設事業に関連する事業及び」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「高規格幹線道路建設事業及び」を削り、同号を同項第5号とする。

第67条第3項中「、調整スタッフ」を削る。

第70条第2項の表隠岐支庁県民局税務グループの項中「東部県民センター税務部隠岐税務グループ」を「東部県民センター納税部隠岐税務グループ」に改める。

第71条第1項の表法令によるものの部中

私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第 9 条第 1 項の規定によ	総務課
	るその権限に属せしめられた事項の審議及び同条第2項の規定	
	による知事に対する建議に関する事務	

を

島根県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18	総務課
	年法律第49号)第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法	
	人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に	
	関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成	
	18年法律第50号)第138条第1項の規定によるその権限に属さ	
	せられた事項の処理に関する事務	
私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条第1項の規定によ	
	るその権限に属せしめられた事項の審議及び同条第2項の規定	
	による知事に対する建議に関する事務	

に、

Γ.					
	島根県医療審議会	医療法(昭和23年法律第205号)第71条の2第1項の規定によ	医療対策課		
		るその権限に属せられた事項の調査審議及び知事の諮問による			
		県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査			
		審議に関する事務			

を

島根県地域医療支援会議	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の12第1項の規定によ	医療対策課
	る救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他県におい	
	て必要とされる医療の確保に関する事項の協議に関する事務	
島根県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定によるその権限に属せられた事	
	項の調査審議及び知事の諮問による県における医療を提供する	
	体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	

に、

島根県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定	健康推進課
	による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返	
	還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による	
	徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服について	
	の審査に関する事務	

を

島根県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定	健康推進課
	による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返	
	還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による	
	徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服について	
	の審査に関する事務	
島根県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第	
	128条第1項の規定による医療給付に関する処分(被保険者証	
	の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その	
	他同法の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連	
	合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服につい	
	ての審査に関する事務	

に改め、同部島根県職業能力開発審議会の項庶務を担当する課又は室の欄中「労働政策課」を「雇用政策課」に改め、同 表条例によるものの部島根県中小企業調停審議会の項庶務を担当する課又は室の欄中「経営支援課」を「中小企業課」に 改める。

附則第3項の表中

医療制度改革スタッフ	平成20年 3 月31日
少子高齢スタッフ	平成20年 3 月31日
法人設立準備室	平成19年 3 月31日
権限移譲推進室	平成21年 3 月31日

Γ		
行政改革推進室	平成24年 3 月31日	
情報産業振興室	平成23年 3 月31日	

に改める。

附則第4項中「第68条第2項の表」を「第64条第2項の表」に改める。

附則第5項中「第73条第1項の表」を「第69条第1項の表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この 規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。